



8月10日は「道の日」

8月は 「道路ふれあい月間」

日頃、何気なく使っている道路は、人や物資を運ぶ道路交通の場として重要であることはもちろん、人と人がふれあう生活の場であり、また、電気・上下水道・ガスなどのライフラインや情報通信網の収容の場、火災などの緩衝地帯として、欠かすことのできない重要な施設です。

この道路を、安全で快適なものとして維持していくためには、道路管理者の努力はもちろんのこと、道路利用者の道路に対する正しい認識と理解がぜひとも必要です。

そこで、皆さん一人ひとりに、道路を愛護する気運を高めていただくことによって、道路を常に広く、美しく、安全に維持し、未来に受け継いでいこうと、8月を「道路ふれあい月間」と定め、8月10

ゆずり合い
せまい道路も
広くなる

【監理課・土木課】

日の「道の日」を中心に、各地でさまざまな催しや運動が実施されます。

道路とふれあい、道路の機能・大切さを再認識し、さらに道路に関心を持って見直してみましよう。

路上放棄・ 無断占用お断り

道路へのごみや車両の不法投棄・物や商品の不法占拠などは通行の支障となり、事故につながることもあります。

また空き缶やたばこのポイ捨てなどをなくし、良識あるマナーの向上に心がけ、いつも美しい天理のまちを守り続けたいものです。

市道に関する問い合わせ、 相談窓口

監理課(☎内線345・359)
土木課(☎内線305・306)

■道路を占有するとき

工事などにより一時的に道路の一部を占有したり、道路に管類を埋設したりするときは、監理課にて道路占用許可申請をしてください。

■道路工事をするとき

歩道の切下げや縁石撤去、ガードレールや街路樹等の移設・撤去などを行う場合は、監理課にて工事施工承認申請をしてください。

■事故などによりガードレール・カーブミラー等道路構造物を破損させた場合は、

監理課までご連絡ください。

■市道の陥没・側溝蓋やガードレールの破損等を見つけた場合は、監理課または土木課へご連絡ください。

■市道の改修については、自治会を通じて土木課にご相談ください。

■カーブミラー・ガードレール・区画線・路面標示の設置などについては、自治会を通じて土木課にご相談ください。

■カーブミラー・ガードレール・区画線・路面標示の設置などについては、自治会を通じて土木課にご相談ください。

■カーブミラー・ガードレール・区画線・路面標示の設置などについては、自治会を通じて土木課にご相談ください。

■カーブミラー・ガードレール・区画線・路面標示の設置などについては、自治会を通じて土木課にご相談ください。

■カーブミラー・ガードレール・区画線・路面標示の設置などについては、自治会を通じて土木課にご相談ください。

募集 天理市ごみ収集車有料広告

本市が所有するごみ収集車への有料広告を募集します。幹線道路はもとより、住宅地内まで運行していますので、企業や商品のPR、イメージアップなどに効果的です。

◇広告媒体の規格と数 タテ70センチメートル×ヨコ145センチメートル以内(荷箱部)、2トンパッカー車両5台(1事業者につき最大2台まで掲載が可能です)

☆広告はラッピングフィルムまたは、マグネットシートによる方法で、車体への直接塗装はできません。

◇運行日 月曜日～土曜日(年末・年始を除く/年間約300日間)

◇広告掲載期間 平成25年9月1日～平成26年3月31日(次年度以降も継続可能です)

☆掲載期間は一月単位です。最大掲載期間は年度末まで。

◇広告掲載料(車両荷箱部両側面)1台につき、月額8,000円(別途消費税及び地方消費税がかかります)

☆広告製作経費などは含みません(広告の製作、貼り付け及び撤去作業にかかる費用は広告主が負担)。

◇申込期間 8月1日(木)～随時(広告枠がなくなりしだい、終了します)

◇申込方法 広告希望者は「天理市ごみ収集車広告掲載申込書(様式第1号)」と広告内容がわかる広告図案を添えて、市環境クリーンセンター業務課あてに郵送または直接持参してください。なお「天理市ごみ収集車広告掲載申込書」は環境クリーンセンター窓口に取りに来ていただくか、市ホームページからダウンロードしてください。応募順に広告内容等を審査したうえで決定します。

◆申込み・問い合わせ 〒632-0084 天理市嘉幡町180番地 環境クリーンセンター業務課(☎64-3911)へ